

第4回再チャレンジプログラム

令和3年9月7日

令和3年度司法試験 民法

設問1

※問いの把握、聞かれていることは？

「主張の根拠を明らかにし」

→問題となる条文や要件を指摘する。

「主張の当否を検討したうえで」

→主張について、各要件の該当性、法解釈、事実評価などを詳細に判断

「請求1及び請求2の可否について論じなさい」

→すべての検討（主張以外の必要な検討があればそれも含む）を踏まえた結論の明示、結語。

第1 Aの主張の根拠（すなわち訴訟物。「請求の可否」を検討する以上触れる必要がある。）

第2 Cの主張の根拠

第3 請求1の可否

1 Dによる即時取得

Aが甲を所有していたことに争いはない。

問題はDによる即時取得

(1) 取引行為

(2) 推定される要件

(3) 「占有を始めた」の該当性

2 Aによる回復請求権

(1) 193条の適用

((2) 194条類推適用の余地)

第4 請求2の可否

(出題の趣旨が判然としないが…)

設問 2

小問(1)

第 1 債務の内容

- 1 問題文に明示されているもの
- 2 明示されていないものについて
 - (1) 解釈の指針
 - (2) 想定される債務の内容

第 2 契約①の性質

小問(2)

第 1 請求 3 について

- 1 訴訟物
- 2 Aの反論
- 3 結論

第 2 請求 4 について

- 1 請求の根拠
- 2 「不利な時期」
- 3 「やむを得ない事由」
- 4 賠償の範囲
- 5 結論

設問 3

小問(1)

第 1 消滅時効の援用の可否

1 猶予の申し出の効果

2 本件では…

第2 100万円分について

1 根拠となる条文

2 相殺権の存在（相殺適状の検討）

(1) 自動債権

(2) 受動債権

3 結論

小問(2)

第1 Aに対する請求

1 根拠となる条文

2 結論

第2 Gに対する請求

1 根拠となる条文

2 GとFの負担割合

3 442条の準用について

(1) 「各自の負担部分に応じた額」

(2) 求償額

以 上